

武蔵の杜カントリークラブ 利用約款

当ゴルフ場ご利用のお客様は、メンバー、ビジターを問わず、安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、当クラブ会則(クラブ規約)、細則等の外、下記のゴルフ場利用約款を必ずお守り下さいますようお願い申し上げます。

(貴重品について)

- 現金、クレジットカード、キャッシュカード、貴重品は、貴重品保管庫へお預け下さい。なお、高価な貴金属などは、保管庫にお預けになっても責任を負いかねます。また盗難されたクレジットカード、キャッシュカードが不正利用された場合にも責任を負いかねます。

(携帯品・自動車について)

- 携帯品の紛失、盗難、駐車中のお車に関する事故につきましては当ゴルフ場では責任を負いかねますのでご了承ください。

(服装について)

- 来場の際は、次の事項に関し、お守り下さい。
 - ①上着は、酷暑期を除いて、出来る限り着用してください。
 - ②Tシャツ、ランニング、ジーパンに類似のものを着用しての入場ならびにプレーは、お断りいたします。
 - ③サンダル、スリッパ、ミュール履き等での入場はお断りいたします。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの遵守)

- ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディーのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

(ティーグラウンドにおける素振り)

- クラブの素振りはティーマーク内の打席またはとくに指定された場所以外ではなさらないでください。

(飛距離の確認)

- 先行組に対しては、後続組の打者は、キャディーのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

(打者の前方に出ないこと)

- 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

(隣接ホールへの打込み)

- 隣接ホールへの打込みはとくに危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球してください。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

(安全な場所への退避)

- 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終るまで、安全な場所に退避してください。

(ホールアウト後の退去)

- ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

(雷が発生した場合)

- 落雷避難指示が発令された場合は勿論の事、雷が発生し危険を感じた場合は自己の判断で直ちにプレーを中止し、速やかに避雷舎など安全と思われる場所に退避してください。

(喫煙上のお願い)

- コース内やクラブハウス内の喫煙は、灰皿の設置してある場所以外のご遠慮ください。歩行中の喫煙もご遠慮ください。マッチの燃え殻、煙草の吸い殻は必ずよく消して灰皿にお入れください。

(違背の場合の責任)

13. 利用者が前項 4・5・6・8 に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、同じく 4・5・7・9・10・11 に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切傷害賠償等の責任を負いかねますのでご了承ください。

(プレー終了後のクラブの確認)

14. 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないかを慎重に確認してください。確認後のクラブの不足、瑕疵等については責任を負いかねます。

(利用および利用の継続のお断り)

15. 当ゴルフ場では次の場合には利用および利用の継続をお断りすることがあります。
 - ①満員でスタート時間に余裕がない時。
 - ②予約申込者又は利用者のいずれかが、暴力団及び、暴力団の準構成員もしくは、これらの関係者であるとき、あるいは、これらの者が同伴者もしくは同一コンペ内に存在するとき、又は文身(刺青)をしている時。
 - ③偽名又は、他人名義で予約申込が行われた時。
 - ④天災、気象の異常、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズする時。
 - ⑤利用者が公の秩序もしくは善良な風俗、エチケット・マナーに著しく反する行為があったとき、又は行うおそれがあると認められる時。
 - ⑥その他の理由で当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由がある時。
 - ⑦その他、当ゴルフ場利用約款に違反した時。

(施設内への持込品)

16. 当ゴルフ場の施設内には次のもののお持込をお断りいたします。
 - ①動物・鳥類(ペット類他) ②拳銃・鉄砲・刀剣類
 - ③著しく悪臭を発生するもの。
 - ④火薬および揮発油など発火あるいは引火しやすいもの。
 - ⑤著しく高価な貴金属・高額現金など。

(行為の禁止)

17. 当ゴルフ場の施設内において次の行為を禁止します。
 - ①利用者以外(含ギャラリー)のコース内立入り。(特に許可する場合は除く)。尚、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は、一切傷害賠償の責任を負いません。
 - ②賭博、その他風紀を乱す行為。
 - ③物品販売、宣伝広告等の行為。
 - ④他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

(個人情報保護)

18. 当社は、個人情報の重要性に鑑み、個人情報の安全管理を社会的責任と認識し、個人情報の適切な保護管理に努めます。

(飲食の持ち込みと禁止)

19. ロビーでの飲食を固くお断りさせていただきます。また、レストランへ持ち込んで飲食することもお断りさせていただきます。

以上

2015年3月改定



武蔵の杜カントリークラブ

平成 29 年度 武蔵の杜カントリークラブ「MMCC 友の会」規約

1. 会員資格

会員とは、本規約並びに武蔵の杜カントリークラブ（以下、「クラブ」という）利用約款を承認の上、入会を申し込み、当クラブが入会を認めた方をいいます。但し公序良俗に反する行為者または反社会的団体の関係者は、いかなる場合も会員にはなれません。

2. 会員証の発行

(1) 当クラブは、会員 1 名につき会員証（会員番号、会員名、有効期限等を表示）を発行し会員宛に郵送等によりお渡し致します。

(2) 会員証は会員名が表示された会員のみが使用でき、他人に貸与、譲渡することはできません。

3. 会員証の利用

会員は利用当日、フロントに会員証をご提示願います。

提示のない場合は、利用日のビジター料金をいただきます。

4. 年会費のお支払方法

年会費は指定の金融機関へお振込みいただくか、または当クラブへ直接ご来場の上お支払い願います。

5. 有効期限

会員の有効期限は、入会日より平成 30 年 3 月 31 日までとなります。有効期間が切れた場合は会員証を破棄して下さい。有効期間が切れた会員証のご利用はできません。

6. 届出事項の変更

(1) 会員は、住所、氏名及び連絡先等を変更した場合は、速やかに当クラブにご通知願います。

(2) 前項の通知を怠った事により、当クラブからの通知または送付書類が遅延または未到着になっても異議はないものとさせていただきます。

7. 会員証の盗難、紛失

(1) 会員証を盗難、または紛失にあった場合は速やかに当クラブにご連絡願います。

(2) 盗難、紛失による会員証の再発行は前項のお届けに基づいて行います。

8. 会員資格の停止

会員に次の事由が生じたときは、その資格を停止し退会いただきますとともに、会員証をご返却いただきます。

本規約、クラブ諸規則に違反したとき。

9. 会員の都合による退会

会員が都合により退会するときは、当クラブにご通知いただくとともに、会員証をご返却いただきます。なお、前「8項」及び「9項」による退会のお申し出でありましても、お払込みの年会費はご返金いたしかねますので予めご了承ください。

10. 規約の変更

当クラブの都合により本規約が変更になることがありますので、予めご了承ください。

11. その他承諾事項

会員宛に、当クラブの案内等の印刷物を送付する事をご了承いただきます。

以上



武蔵の杜カントリークラブ